

別添 2 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の 今後の在り方について ～20 回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」(平成 20 年 12 月 26 日)

※一部抜粋

- 社会福祉士・介護福祉士国家試験は、基本的に、①社会福祉士にあつては「相談援助」を実践する専門職として、②介護福祉士にあつては「介護」を実践する専門職として、それぞれ必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置付けられる(2 ページ)。
- 国家試験においては、専門職としての実践を行う上で必要不可欠な知識及び技術に焦点を当てて出題すべきであり、実践の場面での判断力を問う問題であることを意識しながら、問題作成が行われることが必要である(2 ページ)。
- 問題作成プロセスの改善に加え、国家試験実施後の出題内容等に関する検証を行うとともに、その結果を次年度以降の問題作成プロセスへフィードバックする取組を強化していく必要がある(3 ページ)。
- 試験問題を予め蓄えておくプール制については、平成 12 年「介護福祉士試験問題検討改善報告書」において、「良質な試験問題を確保する観点から、試験問題のプール制の導入を検討すべきである」と指摘されているとおり、試験問題の質や難易度を一定に保つとともに、新たに作成すべき問題数の減少、災害等の不測の事態が生じた場合のリスク回避等のメリットがあると考えられることから、導入すべきである(3 ページ)。
- 出題基準は、国が定める教育カリキュラムを踏まえ、試験センターが策定するものであるが、専門職が実践を行う中で求められる知識や技術等を踏まえ、定期的に検証を行うことが必要である(6 ページ)。